名古屋外国語大学論集　第8号　2021年2月

研究ノート

村上範致「安政乙卯聞見雑録　二」　翻刻(1)

佐久間　永子　　鵜飼　尚代

本稿は、幕末の田原藩士村上範致〔文化五年（一八〇八）―明治五年（一八七二）[1]が記した「安政乙卯聞見雑録二」[2]の翻刻である。「安政乙卯聞見雑録二」は範致の備忘録的な記録で、現在田原市博物館に所蔵されている。その著作については「村上範致著述古記録に関する基礎研究・Ⅱ・Ⅲ」[3]で解説しているので、ここでは「安政乙卯聞見雑録二」が執筆された安政二（一八五五）年に、範致がどのような状況下にあったかだけ押さえておきたい。

範致は、安政元年一月に長柄奉行格、側取次となり、三月には海岸防禦対異国船軍事専門係を命じられる。[4] 安政二年九月に田原藩はアメリカ漂流の永久丸乗組員二名を受け取り、その後範致は萱生景福らと「漂民聞書」の編纂にあたる。[5] 日米和親条約が締結[6]された翌年のことで、本記録にも異国事情、異国船の動向、蝦夷地の様子や吉田松陰、佐久間象山、勝海舟の名など当時の幕末の日本を震撼させた事象が散見する。

本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」における輪読作業の成果[7]である。「安政乙卯聞見雑録二」は、全七十一丁あるが、紙面の都合で、三十丁までを掲載する。なお、内容を整理する意味で、内容ごとに通し番号（各冊子ご

との通し番号）を付し、内容紹介にあたる標題もそれぞれに付した。標題はまとめて翻刻の前に置く。この標題は、さきの「目次項目案」を再校し改訂したものである。

「安政乙卯聞見雑録二」標題一覧（三十丁まで）

①寛永十一年家光公御代上覧所剣道立合の面々
②嘉永七年浦賀渡来アメリカ船
③水戸前中納言武具に書きつけた歌とことば
④俄羅斯国書翰和解（子世利羅徳本文下書）
⑤同書（布恬廷本文下書）
⑥中浜万次郎のこと
⑦三本道具隠居料の件／浦賀奉行の高
⑧清国賊徒（朱天徳ら）の騒動
⑨日光御門跡より阿部伊勢守へ使者の口上書
⑩東西蝦夷地等召上
⑪大坂米屋による各地の米評価
⑫大坂米相場
⑬佐久間修理の口書
⑭箱館浜屋八太夫より常州那珂郡湊村井坂半七への書付の写
⑮六月頃松前の様子と異聞
⑯諸家段々西洋銃砲陣調練
⑰近日御目見面々
⑱英咭唎国船呈崎尹書
⑲英咭唎版評判記中にある片仮名字
⑳黒船中満清人との筆談
㉑吉田渋木二子贈墨船提督一書并別啓共
㉒六月初旬長崎渡来の蒸気船和蘭船風説書
㉓商売船風説書
㉔壱番船の阿蘭陀船より横文字書翰の和解
㉕弐番船の同和解
㉖弐番船風説書
㉗品川御台場新規普請入札

㉘嘉永七年二月亜墨利加船潮田沖へ乗込
㉙相馬大膳亮よりの浦賀来状
㉚パッテイラ船七艘品川で測量
㉛異国船羽田越につき、三奉行・大目付・目付・海防掛り等登城
㉜廿七日・廿八日浜御殿・江戸城の動き
㉝嘉永七年二月十日亜墨利加人饗応の覚
㉞嘉永甲寅御上金高の覚
㉟卯九月公儀大目付へ被仰出

【凡　例】

一、資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。

一、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。

ただし、内容ごとに一行間隔をあけ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。

変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。

一、文字の表記については、左記に従うこととする。

(1)漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。

ただし、「斗」は、「熨斗」「ばかり」のみに使用した。

(2)固有名詞（地名・人名等）も、常用漢字を用いた。

(3)変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者（は）」「江（え）」「へ」「而（て）」「ニ」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさげ右寄せにした。

(4)繰り返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「ヽ」「ヾ」とした。二文字以上の場合は、

「〈〉」とした。

(5)「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

一、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることは控え、右側に（衍カ）、（脱カ）、推定できない場合は（ママ）、推定できる場合は（○カ）と記した。

一、原本に掲載されている傍点、傍線は原則資料のとおり表記した。

一、虫損、破損などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら□で示した。

一、朱書きは、〔　〕で囲みゴシック体とした。

一、修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、修正にしたがって翻刻した。

「安政乙卯聞見雑録　二」の表紙（上）と本文（下）田原市博物館所蔵

①　又　寛永十一甲戌年九月廿一日

徳川家三代目将軍　家光公御代於吹上

上覧所剣道立合之面々

1丁

負
下谷御徒町　井場是水軒
浅山一伝斎

負
播州住人　竹内加賀之輔
仙台藩中　由比直人

負
三代目　堀尾山城守
同断　菅沼新八郎

負
芝高輪　渋川幡蔵軒
紀州郷士　関口弥太郎

合打
大久保彦左衛門
加賀爪甲斐守

合打
因州住人　荒木又右衛門
小倉住人　宮本八五郎

以上

鎧勝負
負
初鹿野伝右衛門
朝比奈弥太郎

鎧勝負
負
仙台黄門正宗
秋元但馬守

負
和州柳生住人　柳生市之進
御小納戸　石川又四郎

合打
江戸小石川　石川軍東斎
御殿上御旗本　松前帯刀

合打
上州間庭之郷　樋口十郎兵衛
甲州中条之郷士　中条五兵衛

合打
備中伊吹山郷士　芳賀一心斎
遠州三雲之郷士　難波一刀斎

②

嘉永七年浦賀渡来アメリカ船

蒸気船三艘 内 大砲十挺居へ　長四拾六間　幅七間程之船

壱艘　大砲八十挺居　長四十間余弐艘　軍船四艘　長三拾八九間

大砲廿四挺 ニリラ歟　拾二艘　長三十五六間　大砲廿挺居へ　壱艘

長三拾三四間　大砲廿挺壱艘 但し外ゟ見る所ハ二拾挺ニ候得共内ニハ五六挺有之由

右ハ浦賀与力香山栄左衛門ゟ申越候

③

△嘉永六丑の年水戸殿より御勘定奉行川路左衛門尉へ鍔被下ニ付有之御哥

竜田川錦と見ゆる紅葉ばも知らつはいかて人か目出度き

△御老中阿部氏へ十八筋金の冑ニ

先かけて散るてふものを武士の道の匂へる花にそ有ける

△大目付筒井紀伊守へ脇指の縁ニ砕異尊王 くだくと申字誤ニ二(行ヵ)候由

小柄ニ強哉強算ニ足食足兵哥ニ じよふと申候くたくニ御坐候

我国の弓か張音聞もせて異国船の帰るはかなさ

右の御歌　水戸前中納言殿被遊候由

④

俄羅斯国書翰和解

大君皇帝首仁幸来俄羅斯国一統主宰の上宰

相なる大子世利羅徳書翰を以　大日本国御老中江差

六

2丁

出之大君皇帝俄羅斯一統の主宰遠く貴国当時
の事情を考見て日々両大国境界の相雑ハり候大
事を思ひ両国の為に相成候儀を思ひたり御前大臣
俄羅斯水師将軍布恬廷永平と申者を撰出し
全権之事を取行ハせ使節として貴国〈差遣候扨其
存寄の一者当時世界の追々変化致候と　貴国の
事情形勢ハ如何可有之哉の処を委細に申述
貴国の命運の感応する処此末如何成行候哉と懸念
する本意をあらわし述るなり其二には後の両条
の事を申立両国領分の人民皆利益に進み両国
此後争論疑心の処を決去して相共二和睦の平安
の真実に至らしめんと也第一条大皇帝願ひ行ふ
所者両国境界の地を分明に致さんと也此儀者
既に当時の事情を知り并両国を遶る衆海中の地
何れか籌略せさる所あらんや依而者此後此儘にて
延引すへきに非す右故に　大皇帝肝要之処と被
存今般此事を思ひ立相共二会合評議して貴国
領の海島は何れの北方極末の界と致し吾国領の
海島者何れ之処を南方極末の界と致し其地からふと

島の南岸ハ何れの領とか相談之上分明ニ取極致度
候大皇帝には既に俄羅斯の主となり古来未曽有
の国土広大如此に候得者自然と何れの新地を求むる
存念者無之候得共領分人民のよき便を取失ふに忍
ひず仍而明細に勘考致候に両国の境界を取立
候に者和睦平安の本と存候扨第二条の事　大皇帝
真実に願候処ハ本国の人民貴国の湊に至り貨物
を取換へ交易致候を御許被下且又臨時に本国
兵船海渡りかへさんか并北あめりかの地へ参り候もの肝要
之事有りて　貴国の湊に至り入用の品を求調候事
あるべし是も其意に任せ御差留なきは疑ひ無之儀と
存候此願筋は決して　貴国の御利益を防候筋ニ者無之候
ハ御明察あるべく存候其上本国は貴国と隣境の事
なれハ相互に親交するは自然の理儀にて大事大なる
事固より他の遠国へ交るとハ格別ニ相勝るべき訳有ハ
御明察可被下候此事皆御前大臣水師将軍布恬廷
なる者君命を受け委細ニ申陳ぬる処なり
御老中方者正理ニ符合せさる事なき処を御尊察
可被下存候此儀者皆右の将軍全権の命を護達主君

八

4丁

よりの訓戒勅命ニ引合せ　貴国の大臣と会合し相共ニ
評儀して主命に見合せ約束談度を取極度存候大
意を取ツマみ申候得者今般使節之上　大日本国之
大君主へ差上候趣意者其一は本国より親交を
相求候意味と世界当時の形勢事情如何と云処を
申立其二には両国境界を取定め候肝要の事を
申立其三にハ両国領の人民の利益あるの交易を相
始め両大国を至極安全の場に至る様成行候事
疑ひなく存候且此度差遣候大切の用向を取行候　御前
大官水師将軍布恬延　貴国御取扱丁寧に被成候而
当人身分相当の礼挨と其尊位とを御会親被下候も亦疑
ひ無之と存候　貴国大主君の賢明智略ある執政
老職方皆御心を留られ本国申立候諸事并此欽
差大官江被申付謹而陳述に及ひ書翰現分之趣を察
られ早速取行御出情被成候而両国相互に利益有て
諸事始終安全ニ成行候様御聞置被下度候此書翰ハ
御都さんべてもふりげにて相認八月二十三日一千八百
五十二年
　大君皇帝俄羅斯統輿帝即位以後二十七年也

本文下書　　国宰相公子世利羅徳　㊞

⑤

大俄羅斯国の御前大臣にて全権を預奉し東海の使
する水師の将軍名ハ布恬廷（フーチャチン）と云者及御懸合次第也
扨謹而申述ハ我本国首宰相にて国公なる名は
子世利羅徳と云者の書せし俄羅斯文にて候
夫者阿蘭陀語の書を添しハ　大日本国の御老中へ
御渡候趣意の分明に易からんか為也其上拙者右の
副本の方見合せ唐国語の書を差添へて御渡し申候
かく書体を替れ共矢張国公なる子世利羅徳の文章
なり是を見給ハ、御老中方にも拙者是迄相越せし
ハ重大なるヶ条の内にて尤急務にして実に両国辺
彊を明白に取糺候儀なるは御察あるべし扨三ヶ条
ニおゐては是非〳〵ニ　御老中方拙者へ御参会被下双方
より論判可致はづの儀也元来御国ニ而拙者壱人罷出勝
手両国之辺境を取極候事ハ屹と御不承知と存候併此
重大の事を論判するものハ是非書面を仕立
御老中方迄差出直ニ御許容勅書を得て御老中

一〇

5丁

方被成御座候場所へ相詰へき儀也其訳者江戸にて
十日之内門々片付候程の事も長崎之遠地にて必らず
数月の久も懸る故に候次第依而　御老中方へ深く
相願ふハ遅滞なく御差図被下拙者に用便のものを
召連江戸へ罷出遅々勢ひ右一条ニ取懸り論判出来
候様被成可被下候扨江戸へ参ルハ如何すへき拙者
御老中方之御意を背かず若海路を打越とならバ
拙者船四艘は用意致し候若　御老中方前条御免
なくハ拙者通行を御免あれと相扣候只御承引之処を
大切と存するニ付前件の通御懸合致候近既(ホノヲ)の御無
事を奉賀候以上の次第にて御懸合ニ可致訳ニ付右
之段　大日本国の　御老中方へ御懸合申候
一千八百五十三年九月九日即日癸丑年八月十九日
本文下書　　御前大臣　布恬廷　㊞

⑥

嘉永六丑年　　松平土佐守小人
中浜万次郎弐拾四
右万次郎儀十四才之節天保十四卯年正月五日土佐国中浜浦ゟ

6丁

五人乗漁猟ニ罷出難風ニ逢北アメリカ〈漂流致し手跡(ママ)側量抔稽古
致し又ハ桶職或ハ金山〈金堀ニ被雇農作抔ニも出候よし後ニ家
を求金百枚ヲ以船調五人之内壱人ハ病死壱人ハ漂流先ニ
止り残り三人昨嘉永五子年三月琉球〈差(着ヵ)夫ゟ薩州〈被送
又長崎〈遣吟味之上松平土佐守〈引渡ニ相成此度御用ニ付罷
下りアメリカ之地利様子御尋被成候由当月下旬御普請
役格被召出高弐拾俵弐人扶持被下

⑦

此度平常　松平大膳大夫様
三本道具御免　細川越中守様
御隠居領　水戸公御隠居へ
五千俵

浦賀奉行之儀前々ゟ小高ニ而者勤向　御勘定奉行順席浦賀奉行
手張候哉之趣ニ候処近来異国船渡来　戸田伊豆守
度々防禦筋追々厳重被仰出候ニ付　在勤　浦賀奉行
而者御用向多端ニ相成候ニ付向後場所高二千　井戸石見守
石ニ被直下御役知之儀も是迄之通り被下候
右於芙蓉之間和泉守申渡老中列座

舶来南京人崎陽役亭江差出候書

7丁

⑧

去年来清国ニ賊徒相起諸州致騒動候根元者広西
潯州府高平県〔高平疑桂平或平南ノ訛潯州無高平県〕ニ而富豪賈朱天徳と申者兼而石灰商人ニ有之
候処近頃甚損失相立右商業も廃シ候ニ付端的附属之仲間
共難渋仕候儀ヲ顧み世々相貯置候金銀を夫々配当致シ遣シ右之者
可也家業ニ有付候様元手取賄候由然ル処隣県ニ山陣ヲ構候山賊共
此事ヲ聞及ヒ朱天徳者近州ニ而有福之者と相見え候故劫掠之衆
儀致一決候処同人早ク此事ヲ伝承いたし期日を探糺シ大ニ酒席
ヲ設ケ賊徒ヲ待更(ママ)ケ狼藉劫掠之沙汰ニ及候ハヽ防禦之手当可致候
得共近隣難儀ニ付我か貯タル処之金銀財宝等思フ儘ニ持帰
ラセ可申間事穏便ニ致シ成丈ケ近竟之民ヲ驚セ申間敷旨申聞
酒肴ヲ出し饗応いたし候処賊徒等劫掠之事共差置のみな
らす酒宴ニ而興ヲ尽し其徳ヲ感し却而罪ヲ謝し引取り候由
其後朱天徳折々山陣江致往来候処此事官府ニ相聞へ同人ヲ
呼ヒ出し厳酷之吟味有之既ニ拷問ニ懸相糺候得共一円屈伏不致
仍之囚獄ニ相繋候処以前附属之仲間共官府江群集いたし無
実ヲ申披致愁訴候得共全ク許容無之不得止事知県ヲ殺
害いたし山賊と共ニ同人ヲ獄ヨリ引出し賊之山陣江連レ帰押而
酋長ニ相立候由素ヨリ朱天徳之不相好儀ニ候得共時之勢無是非
干戈ヲ興し候発端と罷成候次第之趣ニ候

8丁

9丁

一　賊寮者広西省之内ニ而郎山と申ス凡千里四方有之候処之中ニ楯〔郎山疑シ広西省無郎山　皇国道法百里ニアタル〕
籠り候此山至而峻嶮ニし而要害近敷道路相分らす賊之進退出没
手早く有之且亦前ニ者大河ヲ帯候故討手之官軍川ヲ隔テ陣を
敷進寄而征伐難成候故只大小之砲斗りを相用戦候処賊首之内ニ
女将と沙門二人罷立妖術ヲ行ヒ右砲之能ヲ滅し放声迄も相変
しサセ用達テ不申由風説御座候

一　広西省者最早賊徒ニ帰伏罷在候趣其地之仕置至而温柔ニ而
専ラ仁を施し制度等も半減ニ相改万事手軽有之候ニ付降伏之者
日ニ増月ニ追而相集り候由方今軍勢之程多少不相分候得共諸端
明朝之風俗朝廷迄も同様ニ建儀シ衣冠容貌も前朝之式ニ相改昨年
を天徳二年と改メ未タ天下一同不致故皇帝之号者不相用候得共
自ラ天徳王ト称し罷在候由且民財を取候節決而手厳之所致
なく夜分ニ門戸ニ張札ヲいたし置分限ニ凡弐分通り者返シ申スへき
旨申付置自分ニ官府江為持出受納いたし候由

一　賊徒ニ従ひ候土地蝗生シ穀物ヲ傷候田畑者一天徳と認メ候札
を立候得者自然と蝗消去いたし候抔と風説も申触候当今英明之
皇帝ニ候得者右等之賊徒も不違追付平治ニ相成可申奉存候

右者昨年京都梅辻春樵ヨリ鳳嶺江申来り候文面其儘
写取入御覧申候

10丁

長崎ヨリ告ケ来リ候書ニ云唐山ニテハ明ノ朱子ノ末裔年齢僅ニ
廿有四才挙兵於広西府已而抜広東福逮西湖之三府其軍
三十余万勢愈強大推而薦朱天皇改元天徳不用満清之
年号皆用明律明服咸豊天子雖親征之戦不利云

此書者昨年東都聖堂内ヨリ参り候文翰中之抜書ニ御坐候

⑨

日光御門跡ゟ阿部伊勢守殿へ被仰入候御使口上書左之通り
海岸防禦之為此度諸国寺院之梵鐘本寺之外古来之
銘器及ひ当節時之鐘ニ相用候分相除其余可鋳換
大砲小銃之旨被仰出候趣御承知候右ハ海防之義御国力尽
し候之折柄御必用之品ニ有之諸寺院ニ年来泰平の
御恩沢ニ浴し候義ニて何も厚敬承可仕候得共一体寺院梵
鐘之儀者夫々擬仏陀之救護而願主ハ申迄も無之六趣四生冥
顕之利益無量之功徳有之事ハ経説論判明白ニ御坐候処
宝祚延長御武運長久を悃祈候義是亦通規之願立ニ而古来
ゟ　勅願又ハ武家庶民ニ至迄天下泰平国家安穏祖
先冥福繁栄之為誠信ヲ以製致ノ家運永昌を相輝
し候義ニ有之且三千威儀経ニ鐘声十二事之撮要を挙
有之候内法用功徳之事ハ緇素普通之必要殊ニ諸国

11丁

在々等ニ而ハ人家掛離居候ニ付出水火事賊難其外非常
不寄何事梵鐘を相図ニ用ひ候趣ニ而敢而報時而已之用弁
ニ無之候処此度御取上ケニ相成候而者以後臨時之手筈ヲ失ひ
自然不虞之災厄可有之哉も難計且本寺之外と之義
大小高下之寺格と候得共末寺門徒有之分ハ何も本寺序ニ
候得者惣而御除可相成左候得者多分之数ニも有之間敷其上
梵鐘差出方之義ハ追而御差図可有之由右者
公儀ニ而御取寄之事ニハ候得共万一夫々寺院ゟ差出候様ニ
而者実ニ難渋と申迄も無之運送之義海渉之最寄ニ而通船
等弁利之場所者手段も可有之哉ニ候得共山野辺土ニ而者
不容易失費相掛り迚も不行届之儀ニ可有之候得共当
御配下之分ハ御断被仰入候外無之右種々無余義次第
も有之上当年
東照宮天下御一統之支干ニ相当り稀成御慶事之御時節
御門主御方ニも御専務之御職ニ付如先規御武運長久万不朽之
御祈禱山門日光東叡を始夫々被仰付候折柄ニ候処天下泰
平国家安穏宝祚延長等夫々発願之銘文有之候鐘を
鋳潰し候義甚以御心障ニ思召し右者叡慮を以被仰進候
一端諸向へ被仰出候義ニ付何共御斟酌之義表立被仰入兼候間

一六

再三被為尽　尊慮厚　御思惟被成候得共御祈禱筋　御
職務ニ付相響何分御黙止難被成無拠候内々被
仰入候間何卒御内許之上梵鋳換之義被仰出候迄ニ而其
儘何となく御延引ニ相成候様被成度思召候此度厚く御含
被成進如件御旨趣相整候様宜御取計之義被為入
頼候依之御使を以被仰入候

日光御門主御使
信解院

⑩

安政二乙卯年三月

一　松前伊豆守様ニも東西蝦夷地并島々一円被　召上
代地之儀者追而被下候旨　御達御坐候

⑪

嘉永七寅七月十一日大坂御出入米屋之咄第壱番ニ大坂へ余計ニ出
候而冬中より二三月頃迄味美にて其上照り有り徳高く直も高きハ肥後
米ニ御坐候其上大豆小麦等も第一ニ沢山ニ出申候夏ニなり候得者少し価段下り
申候其訳ハ夏中早ク腐り来り候而不宜候由次ニ肥前米ニ候是も夏中ハ腐
易ク候然し肥後よりハ美味ニ御坐候夫より筑前米梁川米ニ御坐候中国筋
ハ広島米第一番夏中宜敷候ハ萩徳山米宜候大坂へ出候米ニ而者第一
風味宜敷肥後抔より一等上を越し申候者讃岐淡路米両国ニ御坐候

12丁

得共おしき事ニ者砂石交り沢山ニ而直段も下り申候夏中售れ候者
北国加賀米出雲米ニ御坐候是も毎年冬ゟ春へかけ沢山ニ出申候北国
にてハ佐渡米第一ニ宜候又薩摩ハ大国ニ候得共出都の米ハ甚少ク御
座候且風味西国中之下品ニ御坐候是ハ江都へ出候哉又外国へ
相廻り候哉不相分年ニより候而者国中扶持米も不足仕候義有之候由
其かわりに者砂糖其外国産之出候事夥敷事ニ御坐候今日差上ハ
豊後米ト越後米と交合せニ御坐候別ニ致候得者豊後米ハ味好越後米ハ
味まづく候間偏意候而召上り悪敷と申し都而北国米ハ風味不宜大粒ニ而
照りなく糟糠多く其換りニハ夏中も腐り遅ク候間此ヲ夏中ニ売払
候様ニ致候西国より中国米ト次第仕候得共何レも肥後米ニ止り申候肥
後ハ冬船積入レ候而もふ不来と思ひ候処又五千又壱万と大抵毎月
のよふに積込申候誠ニ大国と相見へ申候由

⑫

○先年姫路藩大坂蔵敷茂木卯三郎咄ニ者大坂米相場ハ春夏の相
場者加州之豊凶ニ而違ひ申候秋冬の相場ハ九州の豊凶ニ而くるひ候
由左候得共加州之米大坂へ出候事ハ九州と釣合可申大そふの事
と咄有之候

⑬

井戸対馬守掛り
真田信濃守家来　佐久間修理　四十四才

右之者儀十ヶ年以前ゟ異国船承知罷在右を深心配致し既ニ阿部伊
勢守殿牧野備前守殿へ致上書候得共御取用無之御不慮之儀有之候節者奉
恐入候義と存込此者発意ニ而松平大膳大夫家来吉田定次郎渋木松三郎を水
汲人足ニ仕立此節豆州下田沖へ滞艜之アメリカ船へ此者之書面を添乗船可致船中
之様子見積り置候ハヽ心得ニも可相成と銘々同意致し候由尤　御国禁之義在
ハ不奉存忠節之義と奉存候心得之旨申立居候事
　此口書同人被召捕町奉行所ニ而右之通り申置候

⑭

安政二年卯六月九日付箱館浜屋八太夫ゟ
常州那珂郡湊村井坂半七へ同七月上旬
鮭塩引船壱艘湊入津之上相届候書付写
一　当春早春以来湊口へ異国船数拾船出入致候
先日亜墨利加船蒸気船二艘英吉利船五艘渡
来致し右出入仕只今ニ而者英吉利四艘払郎察
船一艘独逸国一艘滞船ニ相成申候町中一同誠ニ
迷惑之事ニ御坐候此上如何相成可申哉難計一同
心配仕候独逸国ニ者牛五六十羊四五十兎其外
珍敷毛物鳥魚之類沢山ニ積参申候石炭も沢
山ニ積居申候右独逸者軍船ニ而商致し罷在儀ニ而

13丁

御坐候此度之英吉利蒸気船へ石炭沢山積
申候払郎察国船魯西亜国王軍船と大ニ戦打負
候迚怪我人共上陸之上療治致度旨願出候ニ付　御
上ゟ御聞済ニ相成早速当地実行寺内ニ而数百人
療治致居候誠ニ珍敷事ニ御坐候多くの人日
々見物ニ御坐候尚追々可申上候以上

松前箱館　浜屋八太夫

六月九日

那珂湊
井坂半七様

⑮

右同所近藤長四郎支配人六月松前へ罷越七月
八日帰村物語之内
一　当正月ゟ諸異船箱館へ参候者九十七艘
一　亜米利加大将セイミツイロリヤリンネ
一　ドイツ初而渡来大船也
一　同国船ハ舳先ニ車一ッ艫ニ車二ッ付外之国之蒸気
船とハ違候事
一　払郎察船亜米利加船（イキリス船か）出帆可致候処三日斗り
懸り候内魯西亜船居候へハ見届船時出候事

14丁

一　イキリス病人七十八人程上陸療治致し候事

異聞

一　イキリス、フランス共オロシヤを手も足も出ス事
不成様ニいたし候と申候由　日本とオロシヤ之地界
尋候由是ハカムシヤヅカ始オロシヤ領ハ皆奪
取候心得ニ可有候

一　イキリス長崎へ来り蒸気船献上致候よし無余
儀御受ニ相成候由是ハ秘蜜之儀追々イキリス
十一弐艘参へきよし亜米利加ハ交易一
通之事情と偵察相成候てもイキリスハ誠ニ
不安心之物と申事也

一　世上ニ而者夷国之事懇之様ニ申候得共　廟堂上ニ而
ハ外国之事殊の外御心配之由何か六ケ敷儀可有
之と申事也

⑯

○諸家調練段々西洋銃砲陣ニ相成日々盛ニ相成鍛
練追々出来候よし西洋鉄砲多く相成候よし

一　勝麟太郎様三年程長崎へ蒸気船製造
乗方其外稽古被仰付御越之由江川様手付

も四五人罷越候由江川様手付悉砲術指南
方被仰付高島喜平は御普請役格砲
術指南頭取ニ被仰付候事

⑰

一　近日御序ニ御目見被　仰付候面々

学問宜敷ニ付　水戸様御家来　会沢恒蔵
同断　藤堂和泉守様御家来　斎藤徳蔵
蘭学宜敷ニ付　越後様御家来　箕作阮甫
軍学宜敷ニ付　松平肥後守様御家来　黒河十大夫
同断　松平右京亮様御家来　一川一学

⑱

英咭唎国船呈崎尹書
長崎之地
長たる
御奉行様江

一　大ブリタニヤの女王の趣意にて其一身の向と共に衆
議一致して彼魯西亜国より欧羅巴を押領する手

二三

15丁

段あるを以て欧羅巴のため防禦せんと欲し魯西亜国に此度軍を発出仕る事柄ニ付告知の書面写差出し申候此儀御承知可被下候

一 此軍ニ付而者経久之次第有之相始候事ニ而数多之軍勢既に合戦に差出し申候

一 魯西亜国の船勢等者計策尽果不得止候而自己の湊に引返し潜居候

一 魯西亜国の諸街数ヶ所手ニ入或は荒廃せしめ候将又魯西亜国の内都児格に境界せし故に於て即ちトルコに魯西亜の軍勢入込候ニ付伐退け候処散々の敗軍ニ而退去ニおよひ候

一 右之通の趣意に有之候間今般決談致し魯西亜の舶并砦は勿論其近辺の商館に至る迄手ニ入候而滅却致し候心得に候扨も魯西亜国は漸クと其境界を広め薩漸連およひ蝦夷の千島にもおよぼし頓て日本にも志ある事は反的（ママ）顕然の事ニ候

一 大フリタニヤ女王の趣意にて海勢の大将として私儀東方海上に発軍の命有之即此一手之船勢只今此地に罷出猶右一件之ため外ニも数多之船勢出掛候儀ニ

候得者究めて度々日本諸港に参候儀可有之勿論是ハ
魯西亜江の軍船或者右魯西亜方より取奪候船も有之
時者是を妨けられ不申為に候勿論右軍のため御当
国の港等に罷出候義も有之事ニ付而者大フリタニヤ国のみ
の趣意に無之同国一致の向一同の趣意ニ候此儀入御聞置候
右様之次第に御坐候得者大フリタニヤ国奉行所の心得ニ而
一
者親睦の旨を主とし何卒日本国帝或は其従属之高
貴の方に対してハ軍機等の義心のおよひ可相成丈ケ
相通候様仕度志願ニ候先斯の如き心得に有之候ニ付ては
無余儀情合御汲分日本於御奉行所に御勘考被下
御当国何れの港等ニも此度之一件一身の者罷出候義之
御免許御座候様所希候
一
右之訳合ニ御座候間可然様御含彼是都合能相整万端の
御差図被成下万事差支無御座候様相成当長崎湊者
勿論日本国領之港およひ其他之場所に罷出候儀相成
候様仕度心願ニ御坐候
ブリタニヤ女王の船ウヰンセストル船号に於て
我嘉永七年寅閏七月
暦数千八百五十四年第九月七日
十五日ニ当る
スコードベイナクト官名

大将ヤーメスニテイルリンギ人名

右英咭利語阿蘭陀語ニ翻訳仕候

甲比丹　トンクルキュルンシユス

英咭唎語上書阿蘭陀語ニ翻訳

フリタニヤ女王用向ニ付テノ書面

長崎ノ地長タル御奉行様江

右之通文意和解仕差上申候以上

寅　西　吉兵衛　印

閏七月十五日　西　慶太郎　印

楢林栄七郎　印

17丁

⑲

英咭唎版評判記ニ添有之片仮名字

コノカミワ　コノタビノ　キクサニツイテ　マコトノ　ヲヽセツケリ

コヲヽ　ダイブレテニクニノ〔フレタニヤ国ノ〕　テンカ　コノタビ　マコトノダウリニテ

ヲロシヤノクニヱ　イクサノヲヽセツケヲダス　コレハ　ヲラシヤノクニノ

テンカ　タルケトエフクニヱ〔トルコト云フ国ヱト云事か〕　ムリニイクサヲシカケ　コノタルケノクニヲ

ムサボリ　トロヲトシカケ〔取ふト仕掛候也〕　コヲヽ　タルケノクニヱ　カセイヲスルナリ

コレミナ　ユリパノクニ〳〵〔欧羅巴ノ国々〕ノヘイアンノタメ〔の〕　マタワカクニノ　チヤ

ウニンヒヤクシヤウノ　ブジハンジヤウ　メテタキコトノタメナリ　コトサラ
コノヲラシヤノテンカ　〔前〕マイヨリノカタクキヤ〔極〕メタル　〔欧羅巴〕ヱリハノクニ〳〵ノ
ヘイアンノ　ヤクソクヲ　ムリニヤブリ　ワガジヽン　イチハラニテ　マコト
シヅカニ　ヲサマリタル　ヱリハノクニ〳〵ヱ　コトノヲヽサウタウヲ
ツクリタツルユヱナリ

⑳

墨船中満清人江筆談

問答書

近海江異船渡来之節何某異人江問并対

此方○

彼人△

○伝聞貴境軍起乱于南京江南広西三城然乎

否

△現今南京失守各処大乱路上魔行誠有然也

○貴朝今猶有自庶人擢宰相者乎

△無

○皇土以　之海辺如日本砲台有ヤ無乎

△中国海辺甚多砲台

○你元来中夏何処人

18丁

△係広東人
○在他舶中職何事
△通理文書事
○你有到于亜美理駕州乎否風土人情与貴国
如何
△他国之人与中国不同嗜好言語又不同
○中華今天子賢愚如何国政治乎乱乎
△中国天子甚明無奈臣子之無才以致各処不
服是以乱也
○貴国之乱朱氏蜂起而英夷為之援助真然乎
△外国不理
○貴国建学校而学聖人之道今猶存乎否又有
試場者乎
△考試以文章学校与古同也
○貴国之人食常何食衣常何着乎
△食不厭精衣求華麗習俗然也
○婦人之服如你輩乎
△大不同且有束脚者
○男子年幾何而娶女子年幾何而嫁有

限期乎無乎
△無可嫁則嫁
○貴国有閲弓馬槍剣之技者乎
△有
○貴国豪日本之外有航海与他国貿易者
乎否
△甚多
○貴国有火輪船乎
△無
○広東香港辺有日本人住者乎否
△未曽見
○你学聖人之書乎未乎請試作文或以恵我
△近日我有至此新詩三首送閲你与我名帖

㉑

吉田渋木二子贈墨船提督一書并別啓共

日本国江戸府、書生瓜中万二市木公太、呈書貴大臣各将官執事、生等賦稟薄弱、軀幹矮小、固自恥列士籍未能精刀槍刺撃之伎、未能講兵馬闘争之法、汎々悠々玩愒歳月及読支那書、稍聞知欧羅巴米利幹風教、乃欲周遊五

20丁

大洲、然而吾国海禁甚厳、外国之人入内地人到外国、皆
在不貸之典、是以周遊之念勃々然往来於心胸間、而呻
吟踏跙蓋亦有年矣、幸　貴国大軍艦連檣来泊吾
港口、為日已久、生等熟観稔察、深委貴大臣各将官
仁厚愛物之意平生之念又復触発今則断然決策、
将深密請託、仮坐　貴船中、潜出海外、以周遊五
大洲、不復暇顧国禁也、願執事辱察鄙衷、令得成此
事、生等所能為百般使役惟命是聴、夫跛躄者之見
行走者走行者之見騎乗者其意之歆羨如何耶、況生
等終身奔走不能出東西三十度南北廿五度之外、以
是視夫駕長風凌巨濤電走千万里、隣交五大洲
者豈特跛躄者之与行走者行走之与騎乗之可
譬哉、執事幸垂明察、許諾所請何恵尚之、但到無
疑也、事或至此則傷　貴大臣各将官仁厚愛物之
意奕（亦大ヵ）矣、執事願許所請、又当為生等委曲包隠至
于開帆時以令得免刎斬之惨、至若他年自帰則国
人亦不必追窮往時也、生等言雖粗暴、意誠実確
執事察其情、憐其意、勿為疑、勿為拒、万二公太同拝
呈

日本嘉永七年甲寅三月十一日

別啓

本書中所開列懇請生等思之累日多方求策曽欲僦商漁船隻、乗暗夜近貴船、而地方巡邏甚密、除官船外一切不許近前、為之踟躕因願貴大臣各将官合議許允所請則明夜以初更号砲為約、発脚船一隻、至于横浜名接舗以東二十許町海岸絶危無人家処見邀生等因応先約到該地、生等待点火為信、切祈約信無違、副生等之所望、

三月十一日

㉒

○安政二乙卯六月九日十日長崎へ渡来蒸気船和蘭船風説書

一　壱番船　船名　ゲーデ　主将ノ名　ファービエス　類船の有無　商売船二艘
大サ　八挺備　重サ　三百疋の馬力　渡来之人数　凡百七十六人
咬嚕吧　五月十三日出帆　内フレヨスシロ　ホンコンス四日　滞留仕候

一　弐番船　船名　スームビング　主将ノ名　ヘルスウエイゲン　類船の有無　承知不仕
大サ　四挺備　重サ　百五十疋ノ馬力　渡来人数　凡百十二人
咬嚕吧出番　五月十二日

右之通り二御坐候　卯六月十四日

㉓

一　商売船風説書

一　当年来朝之阿蘭陀売買船ヘンリーフテヱンコルネリヤ号船
五月十八日咬嚕吧出帆仕海上無別条今日御当地着岸仕候外ニ
壱艘類船御坐候

一　台湾并ニ唐国辺ニおゐて唐渡海船見懸り申候ヱケオーカ
ログスフリツキ軍艦ノ一種　并ニ唐国通ひ阿蘭陀弐艘見懸り
申候

一　今壱艘之御当地通商之阿蘭陀船ネードルランド号船同
日咬嚕吧出帆仕候処台湾之地東辺ニ而見離申候得共近日
着岸可仕候

一　去年十月九日御当地ゟ帰帆仕候船日数十九日経海上
無滞同廿八日咬嚕吧着仕候

一　咬嚕吧中物静ニ御坐候

右之外相替り候風説無御坐候

かぴたん
とんぐるきゆしゆす

㉔

壱番船渡来之阿蘭陀船ゟ差越候横文字書翰之
和解

一　船頭之名　ウヱールヒュトマンス　　船ノ名　ヘンリーツテロルネリヤ
大サ　三百廿五トン

22丁

一　類船之有無　外壱艘　　咬嚕吧出帆　五月十八日
一　役懸り之者弐人（キニユットル ランゲ）　　乗組人数　拾九人
右之通和解差上申候以上　卯六月十九日

弐番船右同断

一　船の名　ネードルランド　船頭之名　ヘホイテコーフル　大サ　七百七拾九トン
一　類船之有無　弐艘之外無御坐候　　咬嚕吧出帆　五月十八日　一トン　ハ千六百——
一　役掛り之者二人（らんげ きにゆとる）　乗組人数　弐拾人
右之通り和解差上申候以上　卯六月廿一日

㉖

弐番船風説書

一　当年来朝之阿蘭陀商売船ネードルランド号船五月十八日
咬嚕吧出帆仕候海上無別条今日御当地着岸仕候外ニ類船無御
坐候
一　台湾東国日本海辺ニおゐて唐船見懸り不申候尤台
湾辺ニおゐてヱケレス商売船壱艘見懸り申候
右之外相替り候風説無御坐候　かひたんとんくるきゆしゆす
持渡物之書付略之

㉗

品川御台場拾壱ヶ所之内三ヶ所新規御普請御入用積入札

△壱番御台場　一金壱万三千九百弐拾六両弐分也

杭木打込手枠取建岩石埋立土砂堀取運送埋立人

足賃銀縄代共御入用積一式請取

一　土砂岩石共御積出ニ不抱満潮面迄埋立可申候

一　会所入用小屋竹矢来小使場小屋人足相除申候

一　土砂取舟之義者相対賃銀ヲ以町方御触奉願候積り

一　格別之嵐長雨等仕御損出来非常之節者別段御入

用御立可被下候

一　御出来日数百五拾日之積を以取調申候雨天大風相

除申候

△弐番御台場　一金壱万千七百両也

四口

前同断

一　御出来日数百日之積ヲ以取調雨天大風相除申候

△三番御台場　一金壱万千六百五拾両也

一　出来日数前同断

右之通御座候御仕様御注文之通御場所入念御出

来可仕候以上

嘉永六丑年八月　　御作事奉行支配

大棟梁　平内大隅

23丁

右三口〆金三万七千弐百七拾六両弐分也落札前同人
十一月中出来ニ相成
右御普請御用掛り御勘定奉行并支配向立会
御目付方吟味方

㉘

嘉永七二月

亜墨利加船六艘潮田沖へ乗込候ニ付浦賀与力香山栄左衛門へ極内承り候処江戸へ上陸仕候御通翰請取度旨申候ニ付浦賀奉行衆より色々申聞合之上一昨廿八日異国船引留香山栄左衛門異国人同道ニ而本牧辺一覧被致候処本牧ゟ十八九丁程沖神奈川之方横浜と申所見立上陸応可仕と異国人共申候ニ付西浦賀之内屋形台ニ御出来小屋同所へ引取普請出来次第日限相定上陸致候筈ニ対談相済候由香山栄左衛門申聞候事右ニ付浦賀へ被相詰候井戸対馬守殿伊沢美作守殿松崎満太郎殿浦賀与力中島三之丞香山栄左衛門廿九日神奈川宿へ引移同所ニ近寄御普請出来之上横浜へ出張致候筈ニ候依之御達申候以上

二月朔日　　御七里　　川島栄三郎

御勘定所御奉行所
御役人衆中
右紀州御役人へ之文通也

24丁

同二月四日
昨三日御退出ゟ松平河内守様御乗切引続き江川太郎左衛門様
御出立有之
一 今暁八半時御出立五半時過御着直ニ御登　城猶御退出ゟ
御引返し被成候趣御供方御用趣
井戸対馬守様林大学頭様暁九半時頃御注進有之
候由
同二月朔日
此度渡来之亜墨利加船於浦賀表応接可被致筈之処
波荒ニ而船繋難義旨申立候ニ付本牧横浜辺ニ而応接有之
旨ニ候間被得其意御役向愈油断無之様可被致候事右之趣
今夕海防掛り御月番ゟ御固有之面々へ御達有之
一 異国船五艘生麦沖ニ罷在候処今夕七半時過神奈川沖へ乗戻
し船掛り仕候夏島沖ニ罷在候異船壱艘本牧沖へ同刻
船掛り仕候右之段御注進申上候以上
二月朔日　桜井藤四郎御預り　川口御番所詰

㉙ ○相馬大膳亮様ゟ申越候浦賀来状之写

仕立飛脚ヲ以啓上仕候此者兼而申上置候通り異国船七艘
小柴沖へ碇泊致し候ニ付浦賀沖迄引戻し候様追々及掛合候処
去ル廿四日大砲廿挺据之軍艦壱艘昼時頃当湊沖迄引戻
候処雨模様見切候哉俄ニ夏島辺へ引返し候後大風雨ニ
相成翌廿五日晴天ニ付尚又右船罷越パッテイラ弐艘にて
四拾人上陸内十七人者官人其節重立候将官共此度渡
来之上着目将官ニて名者「アダス」と申ものニて井沢
美作守鵜殿民部少輔松崎満太郎当方支配組頭
両人其外対面林大学頭井戸対馬守戸田伊賀守
者透見にて鎌倉沖迄不残引戻候様申聞候得共承引
不致浦賀沖迄引退候様申談候処何れ惣大将官ペルリ
江申聞候上にてと申物別レニ相成候処昨廿七日五半時頃
より蒸気船三艘測量致なから神奈川沖へ走入引続
軍艦弐艘九時過出帆浦賀沖へ罷越居候軍艦
壱艘者九時出帆何レも神奈川沖迄罷越致碇泊候同
所ニ而応接致度趣ニ付井沢美作守明廿九日同宿へ出張
仕候ニ付私共替ル〳〵出役仕候当方より申聞候趣承引
無之兎角己レガ意のみ相立候暫も神奈川碇舶之上終ニハ
羽田大森之内迄も乗入候哉難計奉存候此上江戸

三六

25丁

近海江乗入候節者御地之方却而御動静早く相分り可申
ニ付別段不申上候当方へ引返し候模様及変動候ハ、可申上
候以上

正月廿八日

㉚

先刻御注進申上候パッテイラ船七艘共品川廻船掛場近
く乗入測量致し即刻東之方へ乗戻し申候此段御注進申上候

正月廿八日　　川口御番所附

㉛

三奉行　大目付　御目付　海防掛り江川太郎左衛門
異国船大船壱艘ニ而も羽田を越候注進有之候得者海防
掛り三奉行大目付御目付直ニ登　城之事
　但しパッテイラのみにては登　城ニ不及候事
右之面々内両三人登　城候ハ、同列登　城之義海防掛り
月番へ案内申越候ハ、右案内次第一同登　城之事

㉜

一　廿七日夜より両番二組御浜御殿江相詰同夜御使番両人
神奈川明石侯固所へ被遣候廿八日四時頃帰　城廿八日
七半時俄ニ水戸前中納言様登　城溜詰御呼出し俄ニ登

城有之候

㉝ ○嘉永七寅二月十日応接ニ付亜墨利加人〈饗応之覚

一長熨斗　敷紙三方
一吸物　鯛ひれ肉　唐草かれひ　口防風　山葵せん
一猪口

一盃　内曇土器三ツ組
一取肴　松葉するめ　結昆布
一銚子
一中皿　はまち　房山椒　魚目

献立

一吸物　花子巻鯛　篠大根　粉山椒
一猪口　土佐醤油　いり酒　からしみそ
一大平　肉寄串子　六ツ魚小魚　生椎茸
一茶碗　鴨大身　竹の子　茗荷茸せん

一硯蓋（紅袍輪蒲鉾　伊達巻ずし　鶏羽盛）
一吸物（すまし）　鞍かけ平目　ふきの頭縁
一鉢肴　細引人じん　火取根いも　露わさび
二汁五菜

（花形長いも　珍昆布　九芹母　川茸せん）
一差身（サシ）　目打白魚　しのうど
一丼（ぶた煮）　車ゑび　坪銀杏　精松露
一鯛筏　切身二色むし　日干ほふぼふ　自然生土佐煮
花菜　しん言からし漬　酢取せうが

（平目生作り身　鯛めし大作り　若紫小川巻蘇　生の花り　山葵）

本膳

一鱠　鮑笹作り　糸赤鯛　白髪大根　塩椎茸　栗生が　葉付金柑

一汁　米つみ入　布袋しめじ　千鳥牛房　二葉菜　花うどめ

一香物　花しを　なら漬瓜　みそ付蕪菜　しの巻菜　房山椒

一煮物　六ッ花子　煎子豆ふ　花菜

二ノ膳

一平盛　重椎茸　小金洗鯛　より海老　しらかいも　揃三葉

ほうとう煮

一猪口　花いか　かも麩　しの牛房

一台引　大蒲鉾

一焼物　掛塩鯛

一吸物　吉野鯛　玉の露

盃

銚子

一中皿肴　平目作り身　花生が

一飯鉢

一通

一湯

一水

一菓子

一濃茶

一菓子

一薄茶

日本橋浮世小路　料理店百川茂左衛門

㉞

嘉永甲寅御上金高之覚　江戸御府内中

金三千両　するか町　三ッ井両替店　金千両　南かやは町　小西物兵衛

同弐千七百両ツヽ　同呉服両店　同千両　同町　小西利兵衛

27丁

同三千両　南かやは町　鴻池儀兵衛
同三百両　同　家持忠兵衛
同千両　同　竹川彦太郎
同三百両　ひ物丁　山本屋三次郎
金千五百両　通油町　大黒屋吉右衛門
同七百両　同　辻　新兵衛
同五百両　同　炭屋文助
同五百両　同　家持甚助
同四百両　同　家持嘉助
同三百両　元はま町　佐の屋長右衛門
同四百両　万年町　橋本勘平
同千五百両　三十間ほり　富田屋六兵衛
同千両　弁慶はし　池田屋平八
同三千両　新町　鹿島利右衛門

同三千両　はせ川町　田原屋庄右衛門
同三百両　通弐丁目　柳屋五郎三郎
同三百両　同弐丁目　鍋屋武兵衛
同三百両　はくろ町　家持吉兵衛
金千両　両かへ丁　下村　山城
同千弐百両　瀬戸物丁　伊勢屋伊兵衛
同七百両　富沢町　柳屋吉右衛門
同五百両　同　大黒屋孫兵衛
同七百両　同　槌屋次兵衛
同七百両　同　富田屋源七
同千両　同　大黒屋又兵衛
同三千両　新右衛門町　川村伝右衛門
同三百両　南新ぼり　森田弥兵衛
同五千両　新町　鹿島清兵衛

四〇

同五千両　かやは町　三谷三九郎　同三千七百両　通町　白木屋彦太郎
金弐千三百両　かやば町　井筒屋善次郎　同五百両　通町　黒江屋太兵衛
同千両　田所町　小野善四郎　同五百両　両かへ町　伊達浅之助
同七百両　北新ぼり　喜多村富之助　同五百両　北新ぼり　長島善右衛門
同弐百両　同　後藤三七郎　同四百両　正木町　和泉屋又兵衛
同五百両　馬くろ町　家持嘉兵衛　同三百両　浅間町　紅屋かん蔵
同千五百両　本町　柏屋孫右衛門　同弐百両　橋町　大黒屋幸七
同千三百両　芝七曲　中世昌三郎　同千八百両　八丁ほり　ての字大坂屋
同三千両　むろ丁　竹原条右衛門　同三千三百両　大てん馬町　小津清左衛門
同三千五百両　くらまへ　伊勢屋四郎左衛門　同三千両　くらまへ　坂倉屋七郎兵衛
同三千両　同　伊勢屋四郎兵衛　同六百両　同　十一屋善八
同千五百両　同　坂倉屋清兵衛　同千三百両　同　和泉屋源之助
同七百両　くらまへ　いせ屋四郎次郎　金千両　鎌倉かし　豊島屋十右衛門
同七百両　同　鹿島利助　同三千両　はたこ丁　大丸屋正右衛門

28丁

同七百両　同　いせ屋幾次郎　同七百両　こうし丁　いせ屋八兵衛
同六百両　同　いせ屋三郎右衛門　同千両　青山　黒田質両替店
同千三百両　本石丁　大坂屋源八　同五百両　ひ物丁　大黒屋安兵衛
同千五百両　通二丁め　山本嘉兵衛　同五百両　呉服町　木屋安兵衛
同三百両　呉服丁　いせ屋吉兵衛　同三百両　同　家持豊八
同千五百両　大しま丁　川喜多五太夫　同五百両　木挽丁　遠州屋徳右衛門
同弐千五百両　本町三丁目組　茶店十六軒　同七百両　新右衛門丁　家持忠助
同六百両　本湊町　栖原屋覚兵衛　同千七百両　南新堀　伊藤市右衛門
同四百両　通四丁目南かやは町　浅井嘉七　同千五百両　通四丁目　駿河屋喜兵衛
同三千両　芝田丁　仙波太郎兵衛　同三千両　三十間ほり　鳥羽屋清右衛門
同弐千七百両　芝口　松坂屋八助　同弐千両　染屋
同弐千両　平川丁　坂本重蔵　同千両　堀田原　池田屋市兵衛
同千両　同　喜谷市郎兵衛　同千両　新組呉服四十三軒　本町　伊藤屋両店
同弐千両　こうじ丁　桝屋九右衛門　同弐千五百両

四二

29丁

同千五百両　同　越前屋又兵衛　同七百両　四十八　山仙波
同三千両　同　近江屋店八軒　同三千両　佐久間丁　伏見屋五郎右衛門
同百五十両　赤坂　黒田　かんふつ店　かみ店　同三百両　馬道　大高次郎右衛門
同七百両　尾張丁　恵比寿屋八右衛門

右之通御坐候以上

通計拾三万八千五百両也大坂鴻池鹿島屋両家ニ而ハ
七万両ツヽ、合テ拾四万両之上金也依之江戸大坂黄金
之有無明白也

㉟

卯九月　公儀被仰出写　大目付へ

諸国寺院ニ有之候梵鐘之儀本寺并古来之名器当節時キ
之鐘ニ相用候分相除其余者不残大砲小銃ニ可鋳換分先達而
叡慮を以被　仰出候一体梵鐘之儀其寺々之法器ニ候得者容易ニ
御沙汰可有之品ニ無之候得共近来諸夷引続き入津致し武備
専要之御時節大砲小銃共急務之品ニ而御国備御堅固ニ被成置度
格別之　叡慮も有之被　仰出候事候条寺院者勿論大
小之檀越寄進之輩ニ至迄厚御趣意之程相弁法用之

30丁

儀者在来之半鍾又者盤木太鼓等相用本寺并名器当節
相用候時之鐘之外撞鐘之分者一同
公儀江可差上候勿論万石以上領内之分ハ其所之領主江
被下領主ニ而鋳換万石以下知行并御代官領主地頭江附属ニ
無之寺院其寺社領之分共御料所寺院一同
公儀ニおゐて鋳換被　仰付候間御府内之寺社奉行其余ハ
最寄遠国奉行御代官御預所領主ニ而寺院本末并梵鐘
有無名器時之鐘之訳等糺之上取計時宜ニ寄檀家惣代
之者呼出候儀も可有之候
一
万石以下知行之分も自分ニ而鋳換之儀相願候ハ、其通
ニも可被　仰付候間早々願書可差出候
但自分ニ而鋳換被　仰付候得者
公儀ニ而者御構無之候間万石以上之振合ニ準し知行所
寺院一手ニ取計候儀と可心得候
右之通被　仰出候間可被得其意候尤諸寺院へ者寺社奉行
より申渡候間本末取調其外取計方之儀者安藤長門守江
承合可被取計候
右之趣向々江不洩様可被相触候
九月

四四

大目付へ

来々巳年六孫王九百年忌ニ付　公儀よりも御寄附之品

有之候間清和源氏之面々万石以上以下共志次第助力

可有之候

右之通可被相触候

九月

【注】

1　村上範致（一八〇八―一八七二）幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。[『田原町史　中巻』（田原町文化財調査会編、田原町教育委員会、一九七五年）一〇七九―一〇八六頁]

2　範致が記した記録に「安政乙卯聞見雑録二」「安政丙辰聞見雑記三」「安政四丁巳聞見雑記四」「安政五戊午聞見雑記五」「安政六己未聞見雑記六」「万延元庚申聞見雑録七」「文久元辛酉聞見雑録八」「慶応四丁卯冬聞見録」がある。これを村上範致古記録研究会において「村上範致聞見雑記」と称し、翻刻を行っている。

3　鵜飼尚代・佐久間永子「村上範致著述古記録に関する基礎研究」（『名古屋外国語大学論集　2号』名古屋外国語大学、二〇一八年）三〇一―三二四頁

佐久間永子・鵜飼尚代「村上範致著述古記録に関する基礎研究Ⅱ」（『名古屋外国語大学論集　4号』名古屋外国語大学、二〇一九年）三〇九―三四〇頁

佐久間永子・鵜飼尚代「村上範致著述古記録に関する基礎研究Ⅲ」（『名古屋外国語大学論集　7号』名古屋外国語大学、二〇二〇年）三〇五―三三〇頁

目次項目案の作成には、田原市博物館所属の翻刻案を参考とした。

4 『田原町史　中巻』一〇八四頁、一二九一頁

5 『田原町史　中巻』一二九二頁、八三五頁

6 加藤友康、瀬野精一郎、鳥海靖、丸山雍成編『日本史総合年表　第二版』（吉川弘文館、二〇〇五年）四七八頁

7 村上範致古記録研究会で二〇一六年十月から二〇一七年五月に輪読し検討を加えた成果である。担当者は、秋元悦子、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、早川秋子、林由紀子、福田花子、吉川将（敬称略五十音順）。